

第3回幌加内町議会定例会 第1号

令和5年9月13日(水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - (1) 議長諸報告
 - ①行事関係報告
 - ②監査委員例月出納検査結果報告
 - ③財政健全化法に基づく健全化判断比率報告及び資金不足比率報告
 - (2) 町長行政報告
 - (3) 教育長教育行政報告
- 4 陳情第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情
- 5 請願第1号 国の責任で教職員未配置問題の改善を求める請願
- 6 請願第2号 国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める請願
- 7 請願第3号 国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める請願
- 8 請願第4号 すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」の見直しを求める請願
- 9 同意第17号 教育委員会委員の任命について
- 10 一般質問
- 11 議案第45号 令和4年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について
動議案第3号 決算審査特別委員会設置に関する動議について
- 12 議案第46号 幌加内町賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第47号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 14 議案第48号 町有財産の無償貸付けについて
- 15 議案第49号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 16 議案第50号 令和5年度幌加内町一般会計補正予算(第4号)
- 17 議案第51号 令和5年度幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 18 議案第52号 令和5年度幌加内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)
報告第5号 付託案件の審査結果報告について
意見書案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書(案)
意見書案第4号 教職員未配置問題の改善を求める意見書(案)
意見書案第5号 さらなる少人数学級の前進を求める意見書(案)
意見書案第6号 高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書(案)

意見書案第7号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、全ての高校で
35人以下学級の実現を求める意見書（案）

発議第3号 幌加内町議会議員の派遣承認について
閉会中の所管事務調査申し出について

○出席議員（9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	3番	小関和明君
	1番	中南裕行君		2番	寺崎嘉男君
	4番	中村雅義君		5番	中川秀雄君
	6番	稲見隆浩君		7番	藤井祐君
	8番	蔵前文彦君			

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町長	細川雅弘君
副町長	大野克彦君
教育長	村上雅之君
総務課長	中河滋登君
産業課長	清原典吉君
建設課長	宮田直樹君
住民課長	山本久稔君
保健福祉課長	加藤誠一君
地域振興室長	新江和夫君
教育次長	内山渉君
総務課主幹	椿英万君
住民課主幹	岩本美佐江君
建設課主幹	塚田裕紀君
朱鞠内支所長	三上賢逸君
農業委員会会長	笠井正展君
監査委員	菊地勝美君

○出席事務局職員

事務局長	蔵前裕幸君
------	-------

開会 午前9時16分

◎開会の宣告

○議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第3回幌加内町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小川雅昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によりまして7番、藤井議員、8番、蔵前議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小川雅昭君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの2日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日13日から9月14日までの2日間に決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小川雅昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しているとおりであります。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） 一点についてご報告を申し上げます。現在までの農作物生育状況であります。「もち米」におきましては、融雪期は4月17日と平年より6日早まり、耕起最盛期は平年に比べ5日ほど早く進み、播種後は気温が低く推移したものの6月下旬からの好天により、出穂期は平年に比べ3日早まりました。開花、受粉は良好に進んだところでありますが、8月下旬まで高温状

態が続いたことで、胴割れが心配されるところであります。

「そば」につきましては、5月から6月中旬まで降雨の影響もなく、気温が高めに推移したことで農作業も順調に進みました。7月以降も生育が順調に進んでいたところではありますが、8月上旬の豪雨、更には風の影響もあり、倒伏、なびきが見られ、また、8月下旬にかけては、例年にない高温により、結実状況の悪化、更には昨日の集中豪雨により脱粒の心配もあり、出来秋に影響があるものと思われます。

本日現在の収穫状況の見込みは、そばが約3割、水稻約3割と伺っており、今後の推移を注視してまいりたく存じます。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これで行政報告を終わります。

次に、教育長より教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） 幌加内高等学校生徒の全国大会出場及び活動状況についてご報告いたします。

去る8月2日に東京都港区の東京都立産業貿易センター浜松町館において開催された「第13回全国高校生そば打ち選手権大会」につきまして、本校も1チーム4名が出場いたしました。今大会も、昨年に引き続き個人戦の開催が見送られ、団体戦のみの実施となり、全国から20校の出場がありました。教員及び講師の方々の熱心な指導の下、夏休み中の強化合宿や放課後の猛特訓を重ね、出場メンバーが一丸となって団体戦5連覇を目指しました。本番では日頃の練習成果を存分に発揮し、全員が力を出しきりましたが、僅差で準優勝となり、目標としていた5連覇達成とはなりません。けれども準優勝も大変名誉なことであり、敬意を表するところであります。来年は優勝旗を奪還すべく、気持ちを新たに精一杯練習に励んでいただき、活躍を期待するところであります。

また、冒頭の町長の挨拶にもありましたように9月2日、3日に開催された、「第28回幌加内町新そば祭り」開催に合わせ、全国高校生そば打ち選手権大会優勝校である福井県啓新高等学校そば部の生徒4名、引率教員1名を幌加内町へ招待し、幌加内高校生の出店用のそばを打ったり、販売の手伝いをしたりと、そばを通して生徒同士の親交を深めたところであります。本校の生徒も刺激を受けたと同時に、来ていただいた生徒たちも非常に感激しており、幌加内町の魅力を持ち帰り、今後も様々な場面での交流の輪が広まっていけばと願っております。

なお、本事業につきましては、第2回定例議会において承認をいただいた、そば振興教育補助金を活用し実施いたしましたことを報告させていただきます。

2点目に、全麵協そば道三段位認定会幌加内大会受験状況についてご報告いたします。9月3日に開催された「全麵協そば道三段位認定会幌加内大会」につきましては、本校から3年生の川尻 奏さん、佐々木 拓さん、田村 翔さん、林 楓太さん、山本 悠悟さんの5名が受験し、見事5名全員が合格いたしました。今後においても、各行事等での活躍が期待されるところであります。

3点目に、8月8日に帯広農業高校で行われた「日本学校農業クラブ北海道連盟全道技術競技大

会」において、「農業鑑定競技」で3年生の佐藤 楓馬さんが、10月25日から熊本県で開催される「日本学校農業クラブ全国大会」に出場する権利を獲得いたしました。今後、全国大会出場に向けて、本校生徒の更なる活躍にご期待を申し上げるとともに、校長先生を初め、諸先生方、指導者の方々に深く感謝と敬意を表すところであります。

なお、この全国大会参加に係る予算につきましては、本議会定例会における補正予算にて予算計上しておりますので、ご理解を賜りたくよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） これで教育行政報告を終わります。

◎日程第4 陳情第1号

○議長（小川雅昭君） 日程第4、陳情第1号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情の件を議題といたします。

事務局職員に朗読させます。

○議会事務局長（蔵前裕幸君） （陳情第1号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君）

陳情第1号は、会議規則第95条の規定により、所管の産建文教常任委員会に付託をいたします。

◎日程第5 請願第1号

○議長（小川雅昭君） 日程第5、請願第1号、国の責任で教職員未配置問題の改善を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員から趣旨説明をお願いいたします。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） （請願第1号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） 請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の産建文教常任委員会に付託をいたします。

◎日程第6 請願第2号

○議長（小川雅昭君） 日程第6、請願第2号、国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員から趣旨説明をお願いします。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） （請願第2号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） 請願第2号は、会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の産建文教常任委員会に付託をいたします。

◎日程第7 請願第3号

○議長（小川雅昭君） 日程第7、請願第3号、国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員から趣旨説明をお願いいたします。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） （請願第3号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） 請願第3号は、会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の産建文教常任委員会に付託をいたします。

◎日程第8 請願第4号

○議長（小川雅昭君） 日程第8、請願第4号、すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」の見直しを求める請願の件を議題といたします。

紹介議員から趣旨説明をお願いいたします。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） （請願第4号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） 請願第4号は、会議規則第92条第1項の規定によりまして、所管の産建文教常任委員会に付託をいたします。

◎日程第9 同意第17号

○議長（小川雅昭君） 日程第9、同意第17号、教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （同意第17号朗読、記載省略）

本件の提案理由ですが、今月末をもって任期満了となります笠井氏について引き続き、委員として選任し同意を求めるものでございます。笠井氏は、高い識見を備え適任者であると判断し、選任するものであります。なお、任期につきましては、本年10月1日から令和9年9月30日までの4年間であります。以上で説明を終わります

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終ります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件に対する討論を省略し、採決をいたしますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第17号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎日程第10 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第10 一般質問を行います。通告に従って発言を許します。

5番、中川議員の発言を許します。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 私は自衛隊員募集のための適齢者名簿の提供問題について質問いたします。

近年、自衛隊員の募集業務をめぐって、国の地方自治体への働きかけが強化され、募集対象者の住民基本台帳情報4項目（氏名、生年月日、性別、住所）を紙又は電子媒体で、自衛隊に提供する依頼を続け、従来の台帳閲覧による対応から、住民の個人情報をも名簿や宛名シールなどの形式で自

衛隊に提供する自治体が急増しております。本町でも、この「適齢者名簿」の提供を行っていると同っておりますが、何時から、どのような経緯で、どのような検討がなされて、名簿提出に至ったのか、まずお聞きしたいと思います。

自治体による名簿提供については、個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利、利益を保護する立場にあること、単なる「職業紹介」の事務ではなく、命のやり取りをする武力行使を実行する「組織」へと繋ぐ糸口ともなるものであり、このような事務に、どのように関わるかは極めて慎重な判断と責任が求められると思います。また、国あるいは自衛隊からの要請についてはあくまでも要請であって町独自の判断がなされてしかるべきと言うことから判断するならば、私自身はこの名簿提供には反対であります。今後の名簿提供は行うべきではないと考えておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

ご質問にありましたとおり自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務、これにつきましては、まず、住民基本台帳法、これにおきまして国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要がある場合には市町村長に対し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができると規定されております。また、自衛隊法第 97 条におきまして、知事及び市町村は政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う、この規定によりまして市町村においては法定受託事務というふうに定められているところであります。加えて自衛隊法の施行令におきましては、防衛大臣は自衛官又は自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるというふうに規定されているところでございます。これらを根拠法令として従来から住民基本台帳の一部の提供依頼に依拠しているところであります。情報の提供につきましては、平成 31 年 2 月の国会におけます当時の安部首相の答弁を皮切りに令和 2 年 12 月に住民基本台帳の一部の写しを国に提出できることの明確化について閣議決定がされております。その後、令和 3 年 2 月に防衛省及び住民基本台帳を所管する総務省、この連名で住民基本台帳の一部の写しを用いることについて法律上特段の問題を生じるものではないといった通知が全国の自治体に行われた経緯がございます。各自治体ではこの通知を受けまして、情報提供をするこういった自治体が急増したものというふうに推察しているところであります。令和 4 年 10 月にも防衛省から同様の再通知があったところで、現在、上川管内 23 市町村の状況といたしまして、紙媒体の提供が 19 市町村、電子媒体が 2 町、閲覧が 2 町ということで全自治体が情報提供をしているところであります。自衛隊旭川地方協力本部長からの情報提供の依頼では提供を受けたい情報の内容、これはご質問ありますとおり 4 項目であります。及び利用目的のほかに利用期間、保管方法、管理責任者、廃棄日及び廃棄方法について厳密に定められていることから本町においても紙媒体における情報提供を現在行っているところであります。ただ、いつから紙媒体になったかについては、文書保存が 3 年ということで明確な時期は不明となっているところであります。このように自衛官募集事務に関する国への情報提供は個人の同意を必要とし

ていないことに法律上問題ないこういった見解がなされておりますけども、ご自身の情報が募集対象者として自衛隊側が知りえた、この経緯と根拠が不明であるそういったことは不安が生じる原因になろうかとも思っております。本町といたしましても、こういった国に対する情報提供、この根拠等はホームページ等で発信をして参りたいと思っております。住民周知に加えまして自らの情報を自衛隊に提供されたくないという個人の権利保護、これもあると思います。これらについても、検討を行って各自治体が、今、行っております除外申請こういったものも制度整備を今後、図って参りたいと思っているところであります。以上で答弁を終わります。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 今、紙媒体での提供は間違いなくしているという答弁だったと思いますけれども、その法的根拠となる関係では自衛隊法の97条、それから自衛隊施行令の120条と大概の場合そうなっているのですが、これが法的根拠となっていて個人情報を提供することに問題はないということでもありますけれども、ただこの自衛隊法あるいは施行令については、1970年代に施行された規則、あるいは法令でありまして、その当時は具体的に先ほど言っていました4項目の個人情報を提供と言うことは全く想定に入っていなかったと聞いております。ですから防衛省なり総務省なりは個人情報を提供することに問題はないという見解をとっているようですが、非常に極めて問題だと私は思っております。専門家を通じてこの二つの法律を法的根拠とするには、あまりにも希薄だという見解がなされているところであります。その点はやはり一点指摘していきたいと思っています。住基法では確かに記載の個人情報を原則非公開であるけれども、公用校閲が高いと認めた場合に限っては、閲覧が可能だというふうに規定されているそうですけれども、今回の閲覧から名簿提供に変わった点が明らかに質的に違うと思います。先ほど言いましたように根拠となる法令が定かではないという点が一つと、個人情報というのは確かに自衛隊という国の機関であるといえども個人情報のコントロールは本人自らすべきであるという原則は変わっていないと思います。先ほど町長も言及されておりましたがいわゆる除外申請、希望しない者については名簿提供をしないという制度を早急に確立すべき問題はあると思います。例えば近隣で言えば札幌だとか旭川で除外申請はすでに制度として確立はされているのですが、除外申請の問題自体も非常に抜け道があります。広報だとか色々な点でお知らせはするのですが、ほとんどの方が除外申請のあることを知らないということです。本人にその旨が届いたならば除外申請すべきだと思うのですが、なかなかそうはならないという結果も指摘されているところです。どうしても名簿提供するというのであれば、少なくともこの除外申請制度、私は幌加内町の場合、対象者は18歳と22歳はおそらくないと思うので18歳だけでいうと幌高生を含めても50名未満だと思います。先ほど言いました除外申請というよりも同意申請制度を作って、どうしても名簿提供するというのであれば対象となる個人に対して、貴方の情報を提供してもよろしいですかという同意をもらうべきだと思います。除外申請については、そういう制度をすべきだと思うのですがどうでしょうか。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

ご質問にありましたとおり古い制度、閲覧から始まって現在に至っていると、そういった中で個人情報保護というものがあるが近年、盛んに叫ばれているところでもあります。その重要性も充分認識しているところでもあります。しかしながら、今答弁したように法定受託事務あるいは、近年になって国の方から提供については法的な問題はないという通知を基に今の紙媒体の提供に至っているところでもあります。除外申請については、今現在、考えているのはホームページ等で周知して除外をしたい方には申請をして頂きたいというこういった手法で進めたいと思っています。今、お話がありましたように、件数が少ないから、きめの細かい対応も出来るのではないかと私自身もそう思いますけれども、今までこの情報どうなっているのと言ったトラブルも生じておりませんので、まずは、広報等を通じて周知をして自らが申請をして頂く、この手法で当面は進めたいと考えているところでもあります。以上です。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 先に質問すれば良かったのですが、先ほどの町長の答弁で何時からどのようにと言うことでは、町長自身があまりわからなかったという感じで私は受け取りました。冒頭にも申し上げたとおり、個人情報を提供するにあたっては、例え自衛隊と言えども、自衛隊だからこそ本当に慎重に期すべき問題だと思います。まず、そのことについて、実際どういう論議がなされて単なる事務的では済まないと思いますので、管理職の方の間でどういう論議がなされて結論に至ったか改めて聞きたいと思います。それと旭川の例なのですが、旭川平和委員会という組織がこの問題について、街頭でアンケートを取ったそうです。対象者は高校生を中心に70名程度。一般的な指標にはサンプルが少ないのでなりませんが、大まかな傾向が出ていると思うので、紹介したいと思います。一つの設問では、個人情報が無断で提供されていることを知っていますかということについて高校生の回答では知らなかったというのが圧倒的で91%だったそうです。それから無断提供されていることをどう思いますかということについては、反対あるいは本人の同意が必要だという答えが89%、更に、もし貴方が当事者で名簿提供をされた側だとすれば除外申請をしますかということについては、除外申請を申請するという人が62%もいたということです。実際には旭川では除外申請をした人は、ほんの数人程度だったそうです。こういう状況があることで個人情報の提供は慎重にしなければならないし、自分の意思で個人情報の提供はしてほしいというのは住民の願いだと思っております。もう一度、質問しますが、ペーパーあるいは電子媒体による名簿提供はどのような論議を経てそこに至ったのか詳しい経緯をもう一度と除外申請の制度自体は検討はしているということですがアンケートに現れたように当事者は実際に申請書が届かなければなかなか除外申請までいかないのです。ですから先ほど言いましたように、幌加内の場合ですと件数はそれほど多くない訳ですから、全ての人に貴方の名簿を提供してもいいですかという申請用紙を配ってもいいと思います。その2点について、もう一度質問します。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

まず、事務担当レベルの経緯についてであります。自衛隊の募集する窓口、住基を提供するポジションが違うということでそれはお互い同士、話し合っただけという流れであろうかと思えます。そういった中で、先ほど申し上げましたとおり国からの通知、そういったものを加味しながら現在の名簿提供に至っているこのように思っているところであります。除外申請のあり方についてであります。今、議員がおっしゃられたアンケートの内容ですが、これについてコメントは差し控えていただきますけれども私は、実際、幌加内高校生も自衛隊員になられた方がたくさんいらっしゃいます。そういった進路指導の中で、進路の指導にあたられる先生もいらっしゃいます。そういった方が自衛隊というものを一つの有効な進路として逆に紹介する場面もあろうかと思えます。そういった中で幌加内町は極めて数は少ないですけれどもまずは、除外申請については先ほど申し上げましたとおり、広報等で行って申請書を直接お送りして判断を仰ぐといった方法は他の自治体事例等も緩和しながら進めたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思えます。

以上です。

○5番（中川秀雄君） （「終わります。」の声あり）

○議長（小川雅昭君） これで中川議員の質問を終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に8番、蔵前議員の発言を許します。

○8番（蔵前文彦君） 議長、8番。

○議長（小川雅昭君） 8番、蔵前議員。

○8番（蔵前文彦君） 私は農業経費高騰対策について質問させていただきます。

今年度、食料品、燃料、電気料金等値上がりが続いており、大変な状況が続いております。農業においては、肥料、飼料は前年度の約2倍の経費が掛かり営農しております。これから収穫作業を迎えますが、様々な物の値上げにより年末の状況が全く見えてこない状況であります。さらには、町の主産である蕎麦については、高温障害による稔実不良の可能性、水稻においては、うるち米は高温障害で乳白、もち米うるち米ともに、玄米の胴割れが、現在散見されており、この先の被害が懸念されます。仮に、被害が少なく、平年並みの収穫量だとしても、前年より経費が上がっているため、多くの農家の方は、赤字収支に陥る可能性があります。先に述べたような被害が、もしも想定以上であった場合には、さらに大幅な収入減が予測されます。これから国の肥料高騰対策の金額が確定し、入金予定であります。おおよそ7割補填と言う話でしたが、7割補填に至っていないのが実情です。被害にあった場合は、収入保険の加入者は保険金による補填、畑作物共済加入者は共済金と言うことも考えられます。しかし、平年以上に経費が多いため、保険金、共済金が仮に支払われたところで、想定以上に経費支出が多いことから、苦しい状況には変わりありません。そう

なると、経費を下げるしか方法はありませんが、現状、各農家それぞれ経費削減をしておりますので、非常に難しい状況です。そこで今回、経費高騰対策を町独自での対応は考えられないのかお聞きいたします。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

昨年に引き続きまして、今年においても依然として肥料・飼料等については大変高騰が続いており、生産者の皆さんは大変ご苦労されているものと推察をしているところであります。令和5年度の支援つきましてはご質問にありましてとおり、国においては、肥料価格高騰対策事業の一環として、生産者が化学肥料の2割低減に向けた取り組みに対して、地域協議に500万円を上限として交付金が助成されるところであります。この助成については、低成分肥料を令和6年1月末までに売買契約し、3月末までに納品されるものに限り、購入額の一部が支給されるものと伺っております。また、北海道においても、今、道議会が開会中でございますけれども、支援策の検討に入っているところであり、具体的な支援策については今後通知があるものというように考えているところであります。

ご質問にあります町独自の支援策については、生産者の皆様におかれましては、土壌診断等を行い適正な施肥の施用に努めて頂くことなど、営農努力をこれも進めて頂きたいと考えているところであります。これから出来秋を迎えるわけでございますけれども、国や北海道の支援これらに加え、また社会情勢・原油等の値段もまだ変動があらうかと思えます。こういったものを見据えながら、今後においても農業団体と情報共有を図りながら検討して参りたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。終わります。

○8番（蔵前文彦君） 議長、8番。

○議長（小川雅昭君） 8番、蔵前議員。

○8番（蔵前文彦君） まだ収穫が終わっていないという状況で、今回の質問はどうかと思ったのですが、先ほど町長が答弁されたように国・道の対応を考えてからことでしたので11月・12月どのような形になるかわかりませんが何らかの国・道の対応を願えればと思っております。

引き続き2番目の質問、ドローン操縦免許取得費用について質問させていただきます。
近年、ドローンによる農薬散布が多く見受けられるようになってきました。以前は、農協で取りまとめを行い、他町村より受託業者が産業用無人ヘリにより農薬散布作業をしておりました。現在、町内において水稻防除は、他町村から受託業者が来町しドローンの機体による農薬散布作業をしております。町内の方でも、人数は少ないのですが個人でドローンを所有し、農薬散布をしている方もいるようです。近年の異常気象により、適期防除のタイミングが難しく、畑においては、雨の後は直ぐにトラクターでは圃場に入れないため、病虫害被害に見舞われるケースも多く見受けられます。水稻、蕎麦以外の農作物も増えており、防除、播種、追肥作業もできるので、この先、ドロー

ン機体は、農家1戸に1台を所有する事が当たり前の時代になるのではないかと思います。機体購入、免許取得については、国による補助金若しくは交付金を活用し、機体購入や免許取得の費用補助、助成により負担を少なくすることができるかもしれません。しかし、採択まで行くのが非常に難しいと聞いております。そこで、ドローン関連で国による補助、助成に手上げたが採択されなかったときに、機体購入に対する町独自の助成ということは難しいと思いますので、ドローンの免許取得費用について、町独自の助成等を考えられないのかお聞きします。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

無人航空機、いわゆるドローンの飛行については、昨今、航空法や小型無人機等飛行禁止法などの法律が施行されております。飛行ルールが定められ、2022年の航空法改正によりまして国家資格制度が開始されたところであります。2種類の操縦ライセンスが制定され、取得した資格によりまして一部の飛行方法が許可申請や承認手続きが不要になるなど簡略されたところでもあります。私も春先のヒグマ騒動ではドローンにも随分助けられところであります。こういったドローンの活用は、農業分野だけではなく、いろんな場面で用途が広がっていくのではないかと感じているところでもございます。また、このドローンを営農機材として仮に導入する場合には、今ご質問にもありましたけれども、まずは国等の補助金これを活用していただきたいと思っております。国等の補助に採択されなかった場合、独自の支援ということでもありますけれども、本町におきまして第6次幌加内町農業振興計画におきまして、ドローンを初め「スマート農業の推進」を明記してあります。農業生産の維持・拡大に向けまして、農作業の省力化や情報化などの技術を取り入れた農業経営の安定化を目指しているところでもあります。ドローンを所有しての農薬散布は、所定の方法によりまして、ご質問にもありましたけれども、やはり一番大きなメリットは自分のタイミングで適時に散布が行えるなどこういったことが大きなメリットと思っております。また従来の無人ヘリ散布より、フライト時期の短さやあるいは悪天候に弱いなどのデメリットもあります。これらも含めまして、今後の営農において効果が発揮される事案の制度設計については、営農指導を担っております農協をはじめ、農業団体とも経営のコストバランスも含めて、検討していかなければならないと考えており、必要であれば農業振興奨励補助事業の新設・見直し等も含めて検討して参りたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。終わります。

○8番（蔵前文彦君） （「終わります。」の声あり）

○議長（小川雅昭君） これで蔵前議員の質問を終わります。

○議長（小川雅昭君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時33分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第45号

○議長（小川雅昭君） 日程第11、議案第45号、令和4年度 幌加内町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （議案第45号朗読、記載省略）

監査委員の決算審査が去る8月28日から31日にわたり行われ、監査委員からの意見を添付してございます。各会計の決算概要につきましては、決算書の朗読を省略いたしまして実質収支に関する調書にて説明しますので、別に配布しています決算書の表紙をめくっていただきたいと思います。令和4年度各会計実質収支に関する調書。区分、一般会計1歳入総額42億6,785万8,642円。2歳出総額41億8,330万6,845円。3歳入・歳出差引額8,455万1,797円。4翌年度へ繰越すべき財源はございません。5実質収支額8,455万1,797円。6については該当ございません。続きまして、国民健康保険特別会計1歳入総額1億5,335万7,124円。2歳出総額1億5,282万9,463円。3歳入・歳出差引額52万7,661円。4翌年度へ繰越すべき財源はございません。5実質収支額同額の52万7,661円でございます。後期高齢者医療特別会計歳入総額2,962万2,247円。歳出総額2,958万3,347円。3歳入・歳出差引額3万8,900円。4該当がございません。5実質収支額同額の3万8,900円でございます。介護保険特別会計1歳入総額1億9,395万6,487円。2歳出総額1億9,136万4,958円。3歳入・歳出差引額259万1,529円。4該当がございません。5実質収支額同額の259万1,529円でございます。簡易水道事業特別会計歳入総額歳出総額ともに9,509万3,098円となつてございます。3の差引額が0でございます。以下該当がございません。下水道事業特別会計につきましても歳入・歳出総額いずれも9,395万9,009円となつてございます。続きまして、奨学資金特別会計につきましても歳入・歳出総額153万1,873円となつているところでございます。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（小川雅昭君） ただいま、5番、中川議員外2名から決算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この動議には賛成者がありますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加し、ただちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、動議案を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第1 動議案第3号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第1、動議案第3号、決算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

○5番（中川秀雄君） 5番。

○議長（小川雅昭君） 5番。

○5番（中川秀雄君） （動議案第3号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これより本件に関する討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。

本動議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、動議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小川雅昭君） それでは、引き続いて議長の指名により特別委員の選任を行います。
お諮りをいたします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項の規定によりまして、1番、中南議員、2番、寺崎議員、3番、小関議員、4番、中村議員、5番、中川議員、6番、稲見議員、8番、蔵前議員、以上の7名にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました7名の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま、設置をされました決算審査特別委員会の委員長・副委員長につきましては、委員会条例第8条の規定に関わらず議長から指名をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長・副委員長につきましては、議長から指名することに決定をいたしました。

○議長（小川雅昭君） それでは、指名をいたします。

委員長には、3番、小関議員、副委員長には、6番、稲見議員、8番、蔵前議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、指名をしましたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員長・副委員長は、ただいま指名をしましたとおり決定をいたしました。

◎日程第12 議案第46号

○議長（小川雅昭君） 日程第12、議案第46号 幌加内町賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第46号朗読、記載省略）

本件の提案事由について申し上げます。今回の変更内容としましては、住宅の売買に伴う条例の本文第2条の別表に定める住宅の名称及び設置場所等の変更であります。昭和62年建設の添牛内

町有住宅を本年6月に個人へ売買したことに伴い削除するものであります。以上で説明終わります。

議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号 幌加内町賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第47号

○議長（小川雅昭君） 日程第13、議案第47号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （議案第47号朗読、記載省略）

本件の提案理由ですが、後志広域連合が北海道市町村職員退職手当組合に加入する場合、地方自治法の定めにより総務大臣の許可が必要となり、そのため構成する市町村議会の議決を求め提案するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午後 2 時 56 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎日程第 14 議案第 48 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 14 議案第 48 号 町有財産の無償貸付けについての件を議題いたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（新江和夫君） 地域振興室長。

○議長（小川雅昭君） 地域振興室長。

○地域振興室長（新江和夫君） （議案第 48 号朗読、記載省略）

本件の提案事由であります、令和 4 年 9 月に包括連携協定を締結しております(株)ユニヴァ・ジャパン 姥谷社長様と細川町長が 7 月に情報交換をした際、ユニヴァ社がドイツに本社を置く日本法人で垂直型太陽光パネルの特許を持っている垂直ソーラー(株)との共同実験で東西に面するパネルで太陽光を受け、発電を行う垂直型太陽光パネル発電の試験を道内で行う予定があるとのお話をお伺いし、町長から道内でも有数の豪雪寒冷地である本町で行えば間違いなくインパクトが強い。本町で試験を重ね改良を行うことにより、太陽光発電をあきらめていた地域でもゼロカーボンの推進ができる。本町で行ってはいかがでしょうかということで打診をしたところユニヴァ社から快諾を受け本町で実証実験をしたいというお話となりました。本町といたしましては、ゼロカーボンシティ宣言を行っていること。ユニヴァ社との包括連携協定項目にゼロカーボン推進で協力をする。パネルの設置・撤去費用を全額ユニヴァ社で負担をいただけること。町有地の無償貸付け等をする代わりに太陽光パネルで発電された電力を下水道事業特別会計で警備されている農業集落排水処理施設で無償で提供いただけることなどお互いの協力関係をより発展させることができると強く判断し本件議案の提案に至ったところであります。貸付期間につきましては、メーカーが公表して

いる対応年数 10 年間としております。貸付けをする土地所在等の図面につきましては、お手元に配布済の起案資料 1 ページの記載のとおりでありますので、後ほどご参照いただければと存じます。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号 町有財産の無償貸付けについての件を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 49 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 15、議案第 49 号、工事請負契約の変更契約の締結についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 49 号朗読、議案資料、記載省略）

本件の提案事由についてご説明申し上げます。本件につきましては、本年 6 月定例会におきまして議決を得ました工事請負契約の締結に係る変更であります。農業集落排水処理施設は平成 11 年 11 月の許容開始から 23 年が経過し、施設内設備の老朽化が進行しており、適正化に向けた対策が必要となっております。6 月定例会時におきましては本年度の事業としまして、上澄み水位排出装置 4 台、ばっ気攪拌装置 2 台、高圧受変電版 1 式外、数量算定工事施工管理業務を含めた改修工事を実施する旨で説明させていただきましたが、この 8 月に北海道から補助金の追加配分の打診があり、例年当初配分では申請額より低い額が配分されていることから電気設備系で前倒しし、事業実施可能額 3,000 万円の追加配分を受けるために、請負工事費で 2,972 万 2,000 円を増額し、総額 1 億 4,071 万 2,000 円とするため工事請負契約の変更契約の締結の議決を求めるものであります。なお、工期につきましては、当初契約のとおり令和 5 年 6 月 23 日から令和 6 年 3 月 15 日までとして

おります。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 49 号、工事請負契約の変更契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 50 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 16、議案第 50 号 令和 5 年度 幌加内町一般会計補正予算（第 4 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君） （議案第 50 号朗読、記載省略）

事項別明細書歳出より説明いたしますので、12 ページ、13 ページをお開きください。

歳出、1 款 1 項 1 目、議会費 18 万 3,000 円の追加です。10 節、消耗品につきましては、議員用の作業服上下 9 名分を新たに購入するものであります。1 着当たり 2 万 326 円となつてございます。2 款 1 項 1 目、一般管理費 116 万 6,000 円の追加です。12 節、軽作業業務委託料につきましては、役場庁舎公務補業務を行ってございました会計年度職員が自己都合により 8 月末をもって退職したため、代わりに町内業者へ業務委託するものであります。1 か月当たり 18 万 7,000 円で 7 か月分で 130 万 9,000 円。不要となります規定予算の 14 万 4,000 円を差し引き 116 万 6,000 円を追加するものです。2 目、企画費 15 万 1,000 円の追加です。8 節、普通旅費 11 万 5,000 円につきましては、航空料金、宿泊料等の高騰や上京回数が増えたため追加するものであります。10 節、消耗品費 3 万 6,000 円につきましては、ほろみん号のマグネットシートが古くなったため更新するものであります。5 目、財産管理費 150 万円の追加です。10 節、修繕料 56 万 5,000 円につきましては、公用車の修理代であります。職員が町道運転中に倒木と接触し、車両のタイヤハウス及びバンパーが

破損したため、修理するものであります。全額保険対応を予定しております。12 節、外壁アスベスト含有調査業務委託料 93 万 5,000 円につきましては、南 3 丁目真如寺の横にあります高校教員が入居しておりました職員住宅 1 棟 2 戸 2 階建てを老朽化により解体を進める予定であります、事前に調査するため追加するものであります。10 目、地域情報通信費 43 万 3,000 円の追加です。10 節、修繕料につきましては、ふれあいの家まどかのサテライトオフィスへの改修に合わせインターネット用光設備の増設が必要となったため追加するものであります。11 目、総合行政情報システム費 24 万 2,000 円も追加です。22 節、補助金等返還金につきましては、昨年度において、マイナンバーカードの記載事項が変更したときに使用する専用のプリンターを全額、国の補助を受け購入したところであります。実際の購入は当初見込みより減額となっておりますが、補助金の実績報告においては減額していなかったことが判明し、今回返還するものであります。4 項 3 目、町長・町議会議員選挙費 969 万 5,000 円の減額です。4 月 23 日執行の町長・町議選挙に係わる経費について費用確定により、整理するものであります。ここの詳細の説明については、省略させていただきます。5 項 1 目、諸統計調査費 2 万 7,000 円の追加です。今年度実施する住宅土地統計調査において、北海道より交付金の追加決定がありましたので、1 節、調査委員報酬から 13 節、コピー機借り上げ料まで交付決定に合わせそれぞれ追加するものであります。7 項 5 目、ワクチン接種対策費 530 万 7,000 円の追加です。この目につきましては、令和 5 年秋のコロナワクチン接種に係わる経費であります、生後 6 ヶ月以上で希望するすべての方が対象となります。現時点で生後 6 ヶ月以上の方は 1,175 人ですが、過去の接種状況から 8 割程度と見込み約 800 人の接種費用を今回計上しております。1 節、報酬 178 万 2,000 円。4 節、共済費 13 万 7,000 円につきましては、会計任用職員 7 人分に係わるものであります。3 節、時間外手当 15 万 1,000 円は職員に係わるものであります。8 節、旅費 3,000 円は職員に対するものであります。10 節、需用費はコピー事務用品で 29 万 6,000 円。公用車燃料費で 1 万 7,000 円、予診票等の印刷費で 24 万 4,000 円。11 節、役務費 18 万 2,000 円は電話料・郵便料・事務手数料をそれぞれ増額するものであります。12 節、委託料につきましては、感染症廃棄物処理業務委託料で 2 万 8,000 円。自力で会場まで来られない方の送迎業務委託料で 29 万 4,000 円。非感染性の物を処理する産業廃棄物処理委託で 1 万円。診療所へ支払うワクチン接種業務委託料で 183 万 3,000 円。13 節、車借り上げ料 33 万円につきましては、対象者の送迎用にリースするものであります。接種につきましては、10 月中旬からを予定しているところであります。3 款 1 項 3 目、障害者福祉費 165 万 8,000 円の追加です。22 節、補助金等返還金につきましては、令和 4 年度分の給付費等の額の確定による精算で国・道へ返還するものであります。障害者自立支援給付費で 138 万円。障害児入所給付費で 27 万 4,000 円。障害者医療費で 4,000 円となっております。2 項 2 目、児童扶助費 125 万 5,000 円の追加です。22 節、補助金等返還金につきましては、こちらも令和 4 年度分の保育所に係わる給付金等の額の確定により国・道へ返還するものであります。4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費 368 万円の追加です。12 節、保健師派遣委託業務料につきましては、今月末をもって保健師 1 名が自己都合により退職するため、その後任を 2 月より募集しておりましたが採用に至らなかったため人材派遣会社より、保健師資格者を派遣してもらい補充するものであります。派遣期間は 11 月からを予定し、会社への経費等も含め時給 4,300 円となっております。新年度からは本採用できるよう引き続き職員募集を行っているところであります。4 目、診療諸費 11 万 5,000 円の追加です。22 節、補助金等返還金につま

しては、令和4年度分のへき地診療所補助金の額確定により国へ返還するものであります。5目、環境衛生費12万5,000円の追加です。この目につきましては、霊柩車の運行に対して国土交通省から、指定を受けている貨物自動車運送適正化事業実施機構によります巡回指導が今年の3月にあり、その指導の中で通行に係わる担当者の適正診断及び初任運転研修が実施されていないことを指摘され、改善するため必要な経費を追加するものであります。18節、諸会議負担金10万5,000円につきましては、適正診断及び研修のための負担金で、8節、11節は、それに伴う診断研修の旅費及び手数料であります。6款1項1目、農業委員会費7万2,000円の追加です。1節、委員報酬につきましては、改選に伴う新委員5人分の7月分の日割分を追加するものであります。7款1項1目、商工振興費63万8,000円の追加です。18節、商工業振興奨励補助金につきましては、1件の追加要望がありましたので増額するものであります。2目、観光費674万9,000円の追加です。12節、地滑り測量設計業務委託料484万円につきましては、レークハウス東側法面に亀裂及び地滑りが生じたため、改善すべく設計するものであります。8月上旬に発見されましたが、5日、6日の大雨が影響しているものと思われます。18節、ほろかない振興公社運営補助金190万9,000円につきましては、ルオントの厨房用冷蔵庫・冷凍庫の更新で84万2,000円。ルオントの1階休憩室のエアコンの更新で106万7,000円。いずれも老朽化により更新するものであります。8款2項1目、道路橋梁維持費、2,749万1,000円の追加です。10節、修繕料479万6,000円につきましては、8月5日の大雨による土木被害の修繕であります。路面敷砂利、側溝さらい、流木除去等の町道修繕5件で229万6,000円。河川の護岸補修1件で111万4,000円。町道横断管の布設替え2件で138万6,000円となっております。12節、町道除雪業務委託料2,210万9,000円につきましては、基礎集落圏及び業者委託3工区の委託料積算において、燃料単価それから労務単価が当初予算計上時より上昇しているため、今回増額するものであります。5項1目、簡易水道費114万9,000円の追加です。簡易水道事業特別会計操出金につきましては、幌加内浄水場ポンプ修繕及び消費税の追加に伴い増額するものであります。詳細は特別会計にて説明いたします。6項1目、下水道費5万8,000円の追加です。17節、下水道事業特別会計操出金につきましては、農業集落排水の補助事業に係わる負担金の追加によるものであります。詳細は特別会計にて説明いたします。9款1項1目、消防総務費191万4,000円の追加です。18節、士別地方消防事務組合負担金につきましては、前支署長が入居しておりました職員待機住宅の内部改修費となっております。なお、改修する住宅については、現在公住に入居している職員が転居する予定となっております。また、議案資料に詳細を添付しておりますので後ほどお見通しをお願いいたします。10款1項3目、教育振興費63万6,000円の追加です。この目につきましては、総務省の補助事業であります、子ども農産漁村体験交流計画策定支援事業の策定を受け対象経費を追加するものであります。内容としては都市の子どもの農山村での宿泊体験や自然体験を通じて学ぶ意欲や自立心、思いやりの心を育み力強い子どもの成長を支えるとともに、移住山村留学へのきっかけづくり受け入れ地域の活性化を図ることを目的にし、その体験交流の計画策定体制づくりに対し、補助されるものであります。外部有識者からのアドバイスを受けるため7節、講師謝礼として30万円。また、その講師に係わる旅費36万6,000円を追加するものであります。3款1目、学校管理費13万7,000円の追加です。10節、スクールバス修繕料につきましては、児童生徒の置き去り防止の安全装置、ブザーを取り付けるものであります。4項1目、高等学校総務費44万2,000円の追加です。8節、

費用弁償 14 万円につきましては、修学旅行に会計年度職員である養護看護師が引率することとなったため、追加するものであります。特別旅費 30 万 2,000 円につきましては、校長先生が日本農業クラブ連盟全国大会式典、それから全国農業研究協議会へそれぞれ出席するため増額するものであります。2 目、教育振興費 35 万 2,000 円の追加です。18 節、学校農業クラブ全国大会参加補助金につきましては、全国そば打ち選手権、参加時の航空料金の高騰による不足分と行政報告でありました、日本農業クラブ連盟全国大会出場のため追加するものであります。5 項 1 目、学校給食費 92 万 4,000 円の追加です。10 節、特別修繕料につきましては、給食センターボイラー室の出入り口扉が経年劣化による腐食が激しいため、改修するものであります。6 項 2 目、公民館費 176 万 7,000 円の追加です。10 節、修繕料につきましては、政和研修センター体育館、地下にあります排水用水中ポンプを老朽化のため取り替えて 13 万 4,000 円。中央公民館屋上の防水シートの剥がれ修理で 26 万 4,000 円。特別修繕料 136 万 9,000 円につきましては、朱鞠内コミュニティーセンター入り口手摺りが落雪により曲がったため修理するもので 77 万円。中央公民館屋上出口の扉が経年劣化により、腐食が激しいため改修するもので 59 万 9,000 円となっておりまして、以上で歳出の説明を終わりますが、人件費につきましては 26 ページから 30 ページに給与明細書を添付しておりますので、後ほどお見通しを願います。

歳入について、説明いたしますので 8 ページ、9 ページをお願いいたします。9 款 1 項 1 目、地方交付税 4,306 万 3,000 円の追加です。収支の調整をここで行っております。13 款 1 項 3 目、衛生費国庫補助金 164 万 9,000 円の追加です。第 1 節、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金につきましては、ワクチンの接種に係わるものであります。2 項 2 目、衛生費国庫補助金 312 万 3,000 円の追加です。1 節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金につきましては、接種に係わる人件費事務費に対するものであります。4 目、教育費国庫補助金 53 万 8,000 円の追加です。1 節、学校保健特別対策事業費補助金 45 万円につきましては、高校寄宿舎の網戸改修に対し、コロナ感染症対策として補助金の対象となることから追加するものであります。子ども安心安全対策緊急支援事業費補助金 8 万 8,000 円につきましては、スクールバスのブザー取り付けに対するものとなっております。20 款 1 項 9 目、臨時財政対策債 40 万 3,000 円の追加です。1 節、臨時財政対策債につきましては、額の確定により追加するものであります。6 ページ、7 ページをお開きください。事項別明細書総括であります歳入・歳出ともに、4,877 万 6,000 円を追加し、総額 44 億 8,404 万 1,000 円とするものです。3 ページをお願いいたします。第 2 表、継続費であります。2 款、総務費、1 項、総務管理費、事業名、幌加内テレビ中継局放送機更新事業、総額 5,978 万 9,000 円。年割額につきましては、5 年度、6 年度それぞれ 0 円、令和 7 年度 5,978 万 9,000 円であります。これにつきましては、現在のテレビ放送デジタル送受信機につきましては、テレビのデジタル化に伴い平成 20 年度に整備したところであります。対応年数が 15 年とされていることから今回更新するものであります。送受信機一式光設備装置それから既存送受信機の撤去費、その他経費となっているところでございます。なお、工期につきましては、契約は令和 6 年の 1 月上旬・中旬を予定し、完成につきましては、令和 7 年の 10 月末を予定しているところでございます。これにつきましては、単年度では完成できない事業であり、3 ヶ年にわたる契約をし、支払を出来るようにするため継続費として設定するものであります。また、31 ページに財源内訳等の調書がありますので後ほどお見通しをお願いいたします。4 ページ、5 ページの第 3 表、地方債補正

につきましては、歳入の説明のとおりでありますので詳細については、後ほどお見通しお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

事項別明細書歳出 12 ページから質疑をお受けいたします。

12 ページ、13 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 14 ページ、15 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 16 ページ、17 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 18 ページ、19 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 20 ページ、21 ページについて質疑ありませんか。

○1 番（中南裕行君） 1 番。

○議長（小川雅昭君） 1 番。中南議員。

○1 番（中南裕行君） 観光費についてお伺いいたします。地滑りの調査設計委託を観光費で計上していますが、通常ならば地滑り対策は土木費などで計上すると思うのですが、なぜ観光費からなのかお聞かせ願いたいと思います。

○産業課長（清原古典君） 産業課長。

○議長（小川雅昭君） 産業課長。

○産業課長（中南裕行君） 今回、観光費で上げさせていただきましたのは、レークハウスの隣の東側にあります傾斜地が崩れたということでございますので、観光施設ということで観光費で予算をつけたところでございます。

○議長（小川雅昭君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） なければ 22 ページ、23 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に 24 ページ、25 ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 無いようですので、次に事項別明細書歳入 8 ページから質疑をお受けいたします。 8 ページ、9 ページについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 次に 10 ページ、11 ページについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） それでは歳入・歳出全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号 令和 5 年度 幌加内町一般会計補正予算（第 4 号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全議員起立)

○議長（小川雅昭君） 起立多数。

したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 51 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 17、議案第 51 号、令和 5 年度 幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 51 号朗読、記載省略）

それでは歳出から説明いたしますので、事項別明細書 7 ページ、8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 11 万 4,000 円の増。26 節、消費税で同額。本件につきましては、6 月定例会におきまして、令和 4 年度当会計の決算に伴い消費税額が確定し、63 万 6,000 円の還付を受けるための補正予算を計上したところではありますが、6 月時点での申告用算定に誤算があり、再計算の結果、追加納付となることが判明したため増額補正するものであります。本件につきましては、職員の単純入力ミスにより発生しました事案であり、今後このような事が無いようチェック体制を整備して参ります。1 款 1 項 2 目、財産管理費 70 万円の増。10 節、修繕料で同額。幌加内浄水場補水ポンプベアリング修繕及び排水管漏水修繕で 30 万 8,000 円。幌加内中学校教員住宅の漏水修理として引き込み止水栓修繕で 7 万 7,000 円。年度末を見込んだ修繕料としまして 31 万 5,000 円の内訳となっております。以上で歳出の説明を終わります。

歳入の説明に移りますので、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目、他会計繰入金 144 万 9,000 円の増額。1 節、一般会計繰入金で同額。歳出補正で説明しました消費税の追加納付額並びに修繕料と、これから説明します消費税還付額の減額を相殺し、

不足分を一般会計から繰入れするものであります。6 款 3 項 1 目、雑入 63 万 5,000 円の減。2 節、過年度消費税還付金で同額。歳出で説明しましたとおり、令和 4 年度当会計の決算に伴う申告算定の誤算定によりまして、当初還付であった消費税額が追加納付となったため、6 月補正で計上しました 63 万 5,000 円の還付額を全額減額するものであります。以上で歳入の説明を終わります。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。事項別明細書総括です。歳入・歳出それぞれ 81 万 4,000 円を増額し、総額を 8,068 万 3,000 円とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましては補正項目が少ないので歳入・歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 51 号、令和 5 年度 幌加内町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 52 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 18、議案第 52 号、令和 5 年度 幌加内町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 52 号朗読、記載省略）

歳出から説明いたしますので、事項別明細書 7 ページ、8 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 2 目、財産管理費 5 万 8,000 円の増。科目存置 1,000 円を含めまして予算減額 5 万 9,000 円。18 節、道土地改良団体連合会負担金で同額でございます。令和 5 年度農業集落排水処理施設改築更新工事に係る土地連特別賦課金で令和 5 年度の配分事業費 1 億 4,300 万円を基礎としまして平均割で 1 万円。事業費割これは配分事業費の約 34%となっておりますが、事業費割で 4 万 8,600 円の内訳となっております。

次に歳入の説明に入ります。5 ページ、6 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目、他会計繰入金 5 万 8,000 円の増額。1 節、一般会計繰入金で同額。歳出補正で説明しました土地連特別賦課金 5 万 8,000 円の財源を一般会計から繰入れするものであります。

以上で歳入の説明を終わります。3 ページ、4 ページをお願いいたします。

事項別明細書総括です。歳入・歳出それぞれ 5 万 8,000 円を増額し、総額を 2 億 4,763 万 6,000 円とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本件につきましても補正項目が少ないので歳入・歳出全般について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 52 号、令和 5 年度 幌加内町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全議員起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 48 分

再開 午後 3 時 49 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

ただいま、産建文教常任委員長からの意見書案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題として審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第2 意見書案第2号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第2 意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について

本件については、産建文教常任委員長による意見書案ですので、説明及び質疑・討論を省略しまして、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 3時52分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

ただいま、産建文教常任委員長から付託案件の審査結果報告についての件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第3 報告第5号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第3 報告第5号 付託案件の審査結果報告について

先に、産建文教常任委員会へ付託をいたしました、陳情第1号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情及び請願第1号、国の責任で教職員未配置問題の改善を求める請願の件から請

願第4号、すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」のすべての見直しを求める
請願の件を議題といたします。

本件に関しまして、委員長の報告を求めます。

○8番（蔵前文彦君） 議長、8番。

○議長（小川雅昭君） 8番、蔵前議員。

○8番（蔵前文彦君） （報告第5号 記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって、報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順次、討論を行います。

初めに、陳情第1号についての討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで陳情第1号の討論を終わります。

次に、請願第1号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで請願第1号の討論を終わります。

次に、請願第2号についての討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで請願第2号の討論を終わります。

次に、請願第3号についての討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで請願第3号の討論を終わります。

次に、請願第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで請願第4号の討論を終わります。

これから順次、採決を行います。

初めに、陳情第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、陳情第1号は採択すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願第1号 国の責任で教職員未配置問題の改善を求める請願の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、請願第1号は採択すべきとの決定であります。
お諮りをいたします。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願第2号 国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める請願の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、請願第2号は採択すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願第3号 国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める請願の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、請願第3号は採択すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願第4号 すべての高校で35人以下学級の実現と「高校配置計画案」の見直しを求める請願の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、請願第4号は採択すべきとの決定であります。

お諮りをいたします。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時03分

○議長(小川雅昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

ただいま、産建文教常任委員長から意見書案5件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることの決定をいたしました。

◎追加日程第4 意見書案第3号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第4 意見書案第3号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書案について

本件につきましては、産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略しまして採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 意見書案第4号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第5 意見書案第4号 教職員未配置問題の改善を求める意見書案について

本件につきましては、産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決をされました。

◎追加日程第6 意見書案第5号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第6 意見書案第5号 さらに少人数学級の前進を求める意見書案について

本件につきましては、産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決をされました。

◎追加日程第7 意見書案第6号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第7 意見書案第6号 高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書案について

本件につきましては、産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決をされました。

◎追加日程第8 意見書案第7号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第8 意見書案第7号 これからの高校づくりに関する指針を見直し、すべての高校で35人以下学級の実現を求める意見書案について

本件につきましては、産建文教常任委員長による意見書案ですので説明及び質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時09分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（小川雅昭君） ただいま、小関議員外2名から幌加内町議会議員の派遣承認についての件が提出されました。

これを日程に追加し、ただちに議題として審議をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第9 発議第3号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第9 発議第3号 幌加内町議会議員の派遣承認についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○3番（小関和明君） 議長、3番。

○議長（小川雅昭君） 3番、小関議員。

○3番（小関和明君） （発議第3号朗読、記載省略）

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。

本件に対する質疑・討論を省略しまして、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時13分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

ただいま、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

これを日程に追加し、ただちに議題として審議をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第10 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（小川雅昭君） 追加日程第10 閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

本件は、お手元に配布のとおり各常任委員長及び議会運営委員長からそれぞれ閉会中の所管事務調査の申し出であります。

お諮りをいたします。

本件は、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了をいたしました。会議規則第7条の規定によりまして、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をしました。

◎閉会の宣告

これで本日の会議を閉じます。

令和5年度第3回幌加内町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月13日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員